電気通信大学社会連携センター運営委員会規程

平成21年 4月 1日 改正 平成22年 4月20日 平成24年 5月22日 平成26年 2月26日 平成26年 5月21日 平成30年 3月30日 平成31年 3月28日 令和 3年 3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学社会連携センター規程(以下「センター規程」という。) 第10条第2項の規定に基づき、電気通信大学社会連携センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) センターの管理運営に関すること。
 - (2) 地域との連携に関すること。
 - (3) センターの構成員に関すること。
 - (4) その他社会連携に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) センター規程第4条第1項各号に掲げる室の長
 - (3) その他センター長が必要と認めた者
- 2 センターに副センター長を置く場合は、前項の委員に加えるものとする。 (任期)
- 第4条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が 生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。 ただし、副センター長を置く場合は、副センター長がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)

- 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。 (専門委員会)
- 第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の事務)

- 第9条 委員会に関する事務は、総務部総務企画課広報・基金・卒業生室が行う。 (雑則)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成24年5月22日から施行する。 附 則
- この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。 版社 即
- この規程は、平成26年5月21日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。